

長野県公文書審議会の職務について

長野県公文書審議会は、長野県公文書等の管理に関する条例第 29 条の規定により設置した附属機関です。学識経験者のうちから知事が任命する 5 人の委員で組織され、次の職務を担います。

- ① 規則・規程の制定・改廃に係る調査審議
(第 11 条第 3 項、第 29 条第 1 項)
- ② 公文書ファイル等を廃棄するときの調査審議
(第 8 条第 3 項、第 26 条第 2 項)
- ③ 特定歴史公文書の利用決定等に係る審査請求の諮問に対する答申 (第 23 条第 1 項)
- ④ 公文書等の管理に関する事項についての建議
(第 29 条第 1 項)
- ⑤ 公文書等の管理に関する事項についての意見
(第 29 条第 2 項)